

日程第16 専決第14号	専決処分した事件（清須市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則案）の承認について
日程第17 専決第15号	専決処分した事件（清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案）の承認について
日程第18 議案第1号	県民の日学校ホリデーの実施案について
日程第19 議案第2号	清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案
日程第20 議案第3号	清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後藤小百合委員 太田光則委員

議事の経過

○ 開会

天竺教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和5年度 第1回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天竺教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、高山委員と上田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

日程第2 令和4年度第13回定例会会議録の承認について

天竺教育長

日程第2、令和4年度第13回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。
それではお手元の令和4年度第13回清須市教育委員会定例会会議録案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和5年3月9日、木曜日、午前9時30分開会でございます。
出席委員につきましては、天竺教育長ほか3名の方の出席でございます。

定例会に説明のため出席した者は、教育部長ほか7名でありました。

日程第1の会議録署名委員の指名をはじめ、日程第2の会議録の承認、日程第3 清須市適応指導教室要綱の一部を改正する告示案、日程第4 清須市家庭教育推進連絡協議会要綱の一部を改正する告示案、日程第5 清須市立小中学校医療的ケア実施要綱の一部を改正する告示案、日程第6 清須市語学指導等を行う外国青年招致事業（JET プログラム）規則を廃止する規則案、日程第7 清須市立小中学校評議員要綱を廃止する告示案、日程第8 令和5年度清須市教育委員会基本方針案、それぞれ議案をお認めいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから9ページまでとなります。また、非公開の会議録がございます。こちらは非公開の議案として日程第9 県費負担教職員の人事の内示について、まとめた会議録となっております。

ご確認をお願いいたします。以上です。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（委員より、「なし。」の声あり）

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第13回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第13回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、第13回定例会会議録については、後藤委員と上田委員に、ご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第1号 専決処分した事件（清須市教育委員会事務局教育部職員の任命）の承認について

天竺教育長

日程第3、専決第1号「専決処分した事件（清須市教育委員会事務局教育部職員の任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第1号、専決処分した事件（清須市教育委員会事務局教育部職員の任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめぐりください。令和5年4月1日付け専決処分書になります。清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第18条第7項及び第34条の規定により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するため必要があると認めたので、別紙のとおり専決処分したものです。

もう1枚おめくりいただきまして、今回4月1日付けのそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。本市他部局から教育部への異動、教育部内での昇格、異動、再任用及び新規採用により配属された職員で、計15名です。

次に教育部より市長部局等へ異動した職員は、吉野学校教育課長のほか、5名です。

次に幼稚園の異動です。保育園から異動により2名と、新規採用の1名が、新たに幼稚園に配属されました。

最後に退職でございます。こちらについては、令和5年3月31日付けにて退職いたしました加藤教育部長の他3名となります。

令和5年度、新たな体制で清須市の教育行政を担ってまいりますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第1号「専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第1号「専決処分した事件(清須市教育委員会事務局教育部職員の任命)の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第4 専決第2号 専決処分した事件(清須市学校運営協議会委員の委嘱又は任命)の承認について

天竺教育長

日程第4、専決第2号「専決処分した事件(清須市学校運営協議会委員の委嘱又は任命)の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第2号、専決処分した事件(清須市学校運営協議会委員の委嘱又は任命)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付けの専決処分書となります。

令和5年2月の定例会において、お認めいただいた学校運営協議会規則第7条の規定により、年度当初より、学校運営協議会委員を委嘱又は任命する必要があるため、専決処分したものとなります。

もう1枚おめくりください。学校運営協議会委員の一覧となります。

清須市内12校に、学校運営協議会を設置することから、学校長から、推薦のあった者を委嘱又は任命したものとなります。委員の任期は、2年間で、

学校運営について協議を行い必要に応じて、地域学校協働本部と協働しながら、学校活動を円滑に行うことができるよう取り組みを進めていくものとなりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第2号「専決処分した事件（清須市学校運営協議会委員の委嘱又は任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第2号「専決処分した事件（清須市学校運営協議会委員の委嘱又は任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第5 専決第3号 専決処分した事件（清須市地域学校協働活動推進員の委嘱）の承認について

天竺教育長

日程第5、専決第3号「専決処分した事件（清須市地域学校協働活動推進員の委嘱）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の大沼でございます。

専決第3号、専決処分した事件（清須市地域学校協働活動推進員の委嘱）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年清須市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。4月1日付の専決処分書となります。地域学校協働活動推進員とは、学校協働本部の活動を主に調整・監督する立場としておかれた委員ということになります。

もう1枚おめくりいただきますと、24名の方の委嘱者一覧となっております。それぞれ各地域で活動を推進していただくために、令和4年度より導入し、各学校に1人ずつ増員をしまして計24名の配置で専決処分したものとなります。今年度より始まる学校運営協議会と協力をしながら、開かれた学校づくり、地域の課題を解決しながら子どもたちが安心して過ごせる学校環境を整えるといった形で活動を推進していただくということでありますので、こちらの委員につきましてご承認をお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第3号「専決処分した事件（清須市地域学校協働活動推進員の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認すること

に賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第3号「専決処分した事件（清須市地域学校協働活動推進員の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第6 専決第4号 専決処分した事件（清須市立小中学校教務主任等の任命）の承認について

天埜教育長

日程第6、専決第4号「専決処分した事件（清須市立小中学校教務主任等の任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第4号 専決処分した事件（清須市立小中学校教務主任等の任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付け専決処分書となります。令和5年4月1日付教職員人事異動に伴い、清須市立小中学校管理規則第19条第3項及び第22条第1項の規定により、清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を任命することについて、必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものです。もう1枚おめくりください。教務主任等の発令者一覧となります。

県費負担教職員の人事異動等により教務主任をはじめとした各役職を任命したものでございます。一覧表右側が昨年度、中側が今年度の任命者となっております。

令和5年度、新たな体制で清須市立小中学校における学校運営を担当していただきますので、ご承認をよろしくお願いいたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第4号「専決処分した事件（清須市立小中学校教務主任等の任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第4号「専決処分した事件（清須市立小中学校教務主任等の任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第7 専決第5号 専決処分した事件（清須市スポーツ推進委員の委嘱）の承認について

天竺教育長

日程第7、専決第5号「専決処分した事件（清須市スポーツ推進委員の委嘱）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（スポーツ課長 挙手）

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の高山でございます。

専決第5号 専決処分した事件（清須市スポーツ推進委員の委嘱）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年清須市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚はねてください。令和5年4月1日付 専決処分書でございます。清須市スポーツ推進委員の委嘱について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年清須市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、別紙をごらんください。清須市スポーツ推進委員の委嘱について、清須市スポーツ推進委員規則第4条の規定により、清須市スポーツ推進委員の委嘱をするにあたり、同規則第5条において任期を2年と規定されております。直近の委嘱期間は令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。委嘱期間の空白期間を作らないようにする必要のあることから、委嘱の期間を令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする委嘱を専決処分したものでございます。なお、委嘱した者は表面の片山岩男氏から裏面の田中久美氏までの32名で、再任30名、退任2名、新任2名の合計32名でございます。合計人数32名に変更はございません。以上でございます。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第5号「専決処分した事件（清須市スポーツ推進委員の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第5号「専決処分した事件（清須市スポーツ推進委員の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第8 専決第6号 専決処分した事件（清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱）の承認について

天竺教育長

日程第8、専決第6号「専決処分した事件（清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第6号 専決処分した事件（清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱）の承認について。

清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付け専決処分書となります。

もう1枚おめくりください。桃栄小学校の学校医について、任期満了に伴う交代がありました。きよすこどもクリニックの本田先生を新たにお迎えすることとなりました。

もう1枚おめくりください。学校医及び学校歯科医の一覧となります。委嘱期間は令和5年4月1日から3年間となります。

なお、西春日井医師会との申し合わせにより、学校医については、75歳をもって更新しないこととされており、番号7の前田先生においては、令和5年度中の任期とさせていただきます。

児童生徒が学校生活を健康に過ごすことができるようご指導及び各種健診業務にご協力をいただきますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第6号「専決処分した事件（清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第6号「専決処分した事件（清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第9 専決第7号 専決処分した事件（清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命）の承認について

天竺教育長

日程第9、専決第7号「専決処分した事件（清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第7号、専決処分した事件（清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付けの専決処分書となります。清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、年度当初より、学校の体制を整備するため、必要があることから、専決処分を行ったものです。

1枚はねていただきますと、今年度各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする12名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、4つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が配属されております。

なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣以外に、市において任用した6名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。

なお、12名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有しております。任命期間は令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなっておりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第7号「専決処分した事件（清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第7号「専決処分した事件（清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第10 専決第8号 専決処分した事件（清須市青少年・家庭教育相談員の任命）の承認について

天竺教育長

日程第10、専決第8号「専決処分した事件（清須市青少年・家庭教育相談員の任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第8号、専決処分した事件（清須市青少年・家庭教育相談員の任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付け専決処分書となります。年度当初より、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教

育相談員を任命し、相談体制を構築するために必要があることから、専決処分を行ったものです。

もう1枚おめくりください。こちらが本年度、任命しようとする3名となります。富田和美氏と退職された岩田茂氏の後任として、大島明美氏、の2名は、元教員であり、元警察官の猪田利男氏により、相談・支援体制を継続してまいります。任用期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっております。また、備考欄のSSWは、スクールソーシャルワーカーの略です。愛知県の補助事業を活用して、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の担当部門や関係機関との連携により、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援していく役割を昨年に引き続き、担っていただきます。県の補助要綱上では、教員OBなど、福祉や教育の分野において、知識・技術を有する者又は活動実績を有する者のうち、教育委員会が認める者をスクールソーシャルワーカーとしても活用することが可能となることから、2名の教員OBについては、その旨を併せてご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第8号「専決処分した事件(清須市青少年・家庭教育相談員の任命)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第8号「専決処分した事件(清須市青少年・家庭教育相談員の任命)の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第11 専決第9号 専決処分した事件(清須市特別支援教育巡回指導員の任命)の承認について

天竺教育長

日程第11、専決第9号「専決処分した事件(清須市特別支援教育巡回指導員の任命)の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第9号、専決処分した事件(清須市特別支援教育巡回指導員の任命)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付けの専決処分書となります。発達障害のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行うため、年度当初から清須市立学校を巡回する体制を整える必要があるため専決処分したものです。もう1枚おめくりください。巡回指導員の一覧

です。2名の方で、市内の学校、幼稚園、教育支援教室を担当していただくこととしております。

リ フェイイン

1人目の李 慧 英氏は、清洲・新川・春日地区を担当いただきます。平成17年度には、西枇杷島中学校のスクールカウンセラーとして勤務経験をお持ちで、臨床心理士の資格をお持ちです。

こはま

2人目の小濱眞奈美氏は、西枇杷島地区を担当していただきます。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語等の分野が得意で、聾学校での勤務経験が長い方です。幼稚園から小学校への連携について、ご支援をいただく予定です。

期間につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間となっておりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第9号「専決処分した事件（清須市特別支援教育巡回指導員の任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第9号「専決処分した事件（清須市特別支援教育巡回指導員の任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第12 専決第10号 専決処分した事件（清須市教育支援教室指導員の任命）の承認について

天竺教育長

日程第12、専決第10号「専決処分した事件（清須市教育支援教室指導員の任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第10号 専決処分した事件（清須市教育支援教室指導員の任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付けの専決処分書となります。適応指導教室から名称変更した教育支援教室の指導員について、不登校児童生徒への適切な支援を図るため、年度当初から教室の体制を整える必要があるため、専決処分したものです。

もう1枚おめくりください。指導員の一覧です。

2名ともに元教員であり、不登校児童生徒へ暖かい眼差しと包容力をもって、通所者の支援にあたっていただけの方でありますので、ご承認をお願いします。

します。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第10号「専決処分した事件(清須市教育支援教室指導員の任命)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第10号「専決処分した事件(清須市教育支援教室指導員の任命)の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第13 専決第11号 専決処分した事件(清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命)の承認について

天竺教育長

日程第13、専決第11号「専決処分した事件(清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命)の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

専決第11号、専決処分した事件(清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則(平成17年清須市教育委員会規則第5号)第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚めくっていただきますと、専決処分書となります。新年度早々に会議を行う必要があることから、専決処分を行ったものでございます。

もう1枚おめくりいただきますと、今回専決処分とさせていただいた清須市学校給食センター学校給食献立委員会の委員名簿となります。清須市立小学校、清須市立中学校の給食主任、西枇杷島第1幼稚園長、学校栄養士の計16人について、4月1日付で教育委員会が任命するものでございます。

任期は令和5年度の1年間です。本委員会は、毎月1回招集されまして、翌々月の献立の審議、給食提供に影響のある学校行事の確認等を行います。以上でございます。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。専決第11号「専決処分した事件(清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第11号「専決処分した事件（清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第14 専決第12号 専決処分した事件（清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命）の承認について

天竺教育長

日程第14、専決第12号「専決処分した事件（清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校給食センター管理事務所長 挙手）

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田です。

専決第12号、専決処分した事件（清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年清須市教育委員会規則第5号）第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚めくっていただきますと、専決処分書となります。こちらにつきましても、年度早々から会議を行う場合がございますので、専決処分をさせていただきます。

もう1枚めくっていただきますと、今回専決させていただきました学校給食センター給食用物資選定委員会の委員名簿でございます。教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、健康福祉部次長兼子育て支援課長、保育長、校長の代表として桃栄小学校長、各学校の教頭、各校の給食主任、西枇杷島第1幼稚園長、各保育園の園長、事務局兼任で給食センター管理事務所長、幼稚園・保育園長、学校栄養士、計50人について、4月1日付で教育委員会が委嘱、又は任命するものでございます。

任期につきましては令和5年度の1年間でございます。本委員会における学校給食部会と幼稚園・保育園部会は毎月招集されまして、翌月の献立に係る物資を選定することとしております。教頭、給食主任、保育園長が輪番で出席する形をとっております。また、教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、子育て支援課長、桃栄小の校長につきましては、物資の運輸業者の指定など、重要な事項を審議する際に開催する本委員会のみ出席を依頼する形でございます。

以上でございます。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（委員より、「なし。」の声あり）

天竺教育長

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第12号「専決処分した事件（清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第12号「専決処分した事件（清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第15 専決第13号 専決処分した事件（清須市共同学校事務室室長の任命）の承認について

天埜教育長

日程第15、専決第13号「専決処分した事件（清須市共同学校事務室室長の任命）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

（学校教育課長 挙手）

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾です。

専決第13号 専決処分した事件（清須市共同学校事務室室長の任命）の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天埜幸治

1枚おめくりください。令和5年4月1日付けの専決処分書となります。令和5年4月1日付け教職員人事異動に伴い、清須市共同学校事務室室長について、共同学校事務室における運営責任者として室長を任命する必要があるため専決処分したものです。

もう1枚おめくりください。共同学校事務室における室長の一覧です。学校事務の業務を円滑に進めるため、市内12校を2つのブロックに分け、統括する者として、Aブロック室長には、他地区からの転任により、西枇杷島中学校に配属となった飯田恭子氏、Bブロック室長には、引き続き清洲小学校の服部 愛氏を任命することにご承認をお願いします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（委員より、「なし。」の声あり）

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第13号「専決処分した事件（清須市共同学校事務室室長の任命）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第13号「専決処分した事件（清須市共同学校事務室室長の任命）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第16 専決第14号 専決処分した事件（清須市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則案）の承認について

天埜教育長

日程第16、専決第14号「専決処分した事件（清須市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則案）の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

専決第14号 専決処分した事件(清須市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則案)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付け専決処分書となります。自治体の個人情報保護制度については各自治体の条例に基づき運用されておりますが、令和5年4月1日以降は個人情報保護に関する法律に基づく運用に移行され、所管が国の個人情報保護委員会に一元化されることを受け、関連する規則等の整理が必要であるため専決処分したものととなります。なお、清須市教育委員会個人情報保護条例施行規則は廃止となり、法及び条例の施行については市長部局の例によるものとなりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第14号「専決処分した事件(清須市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則案)の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第14号「専決処分した事件(清須市教育委員会個人情報保護に関する法律等施行規則案)の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第17 専決第15号 専決処分した事件(清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案)の承認について

天竺教育長

日程第17、専決第15号「専決処分した事件(清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案)の承認」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

専決第15号 専決処分した事件(清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

1枚おめくりください。令和5年4月1日付け専決処分書となります。令和5年4月1日付け教職員の人事異動に伴い、共同学校事務室を置く学校を

変更する必要があることから専決処分したものです。

もう1枚おめくりください。改正案です。

さらにもう1枚おめくりください。新旧対照表となります。先ほど、ご承認をいただいた共同学校事務室室長が在籍する学校に変更するもので、新川小学校から西枇杷島中学校に共同学校事務室を変更する内容となりますので、ご承認をお願いします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第15号「専決処分した事件（清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案）の承認」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第15号「専決処分した事件（清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案）の承認」については、原案のとおり承認されました。

日程第18 議案第1号 県民の日学校ホリデーの実施案について

天竺教育長

日程第18、議案第1号「県民の日学校ホリデーの実施案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい、学校教育課長の瀬尾です。

議案第1号 県民の日学校ホリデーの実施案について。

上記の議案を提出する。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、あいち県民の日条例の施行に伴い、県民の日を含む1週間のうち平日の1日を学校教育法施行令第29条の体験的学習活動等のための休業日（県民の日学校ホリデー）とする取組みを実施するために必要があるからです。

1枚おめくりください。実施案となります。あいち県民の日条例の制定に伴うあいちウイーク期間中の平日の1日を、子どもたちが愛知への愛着や誇りを持つことができるよう、県民の日学校ホリデーに指定し、休業日とするものです。愛知県が進める働き方改革とも連動するかたちで、保護者の有給休暇の取得を促すとともに、家族などと一緒に、体験的な学習を通じて、地域の自然や歴史、風土、文化、産業等への理解を深めることにつなげていこうとする取組みです。この取組みについて、ご理解をいただきますようお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第1号「県民の日学校ホリデーの実施案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第1号「県民の日学校ホリデーの実施案」については、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第2号 清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案について

天竺教育長

日程第19、議案第2号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田です。

議案第2号 清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案。

上記の議案を提出する。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における分類が5類へ移行されることに伴い、現在、特例で実施している給食費の額の取り扱いを終了するために必要があるからです。

1枚はねていただきますと、今回の告示案になります。

もう1枚はねていただきますと、現在特例で実施しております給食費の額の取り扱いの内容となります。新型コロナウイルス感染症を起因として登校等しないことにより給食の提供が必要なくなった場合において、こちらの表のとおり給食費の取り扱いの月額を段階的に減額する取り扱いを現在行っております。施行廃止日につきましては新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類となる5月8日とします。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

天竺教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第2号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第2号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染症拡大防止のために登園及び登校しないことにより給食を要しない幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」については、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第3号 清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案について

天竺教育長

日程第20、議案第3号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田です。

議案第3号 清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案。

上記の議案を提出する。

令和5年4月3日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）における分類が5類へ移行されることに伴い、現在、特例で実施している給食費の額の取り扱いを終了するために必要があるからです。

1枚はねていただきますと、今回の告示案になります。

もう1枚はねていただきますと、現在特例で実施しております給食費の額の取り扱いの内容となります。新型コロナウイルス感染症を起因として登校

等しないことにより給食の提供が必要なくなった場合において、こちらの表のとおり給食費の取り扱いの月額を段階的に減額する取り扱いを現在行っております。施行廃止日につきましては新型コロナウイルス感染症の感染症法上の分類が5類となる5月8日とします。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

天埜教育長

これより、質疑を行います。質疑は、ありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり。)

質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。討論は、ありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第3号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第3号「清須市立幼稚園、小学校及び中学校において新型コロナウイルス感染者発生のために臨時休園または休業とすることにより給食を要しなくなった幼児、児童及び生徒等に対する給食費の取り扱いを定める告示を廃止する告示案」については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

天埜教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和5年度 第1回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 正午

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 高 山 智 司

署名委員 上 田 恭 子